

株式会社 Asian Bridge の派遣事業状況について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項、施行規則第 18 条の 2 に基づく、弊社、労働者派遣事業は以下の通りです。

許可番号	派 13-305659
事業所の名称	株式会社 Asian Bridge
事業所の所在地	東京都港区芝 3-1-15 芝ポートビル 7F
待遇決定方法	労使協定方式
対象期間	2020 年 3 月 1 日～2021 年 2 月 28 日

派遣労働者の数	7 名
派遣先事業所の数	7 ヶ所
派遣料金の平均額	36,563 円
派遣労働者の賃金平均額	24,014 円
マージン率	34.32%

上記内容に関する問い合わせ窓口

東京都港区芝 3-1-15 芝ポートビル 7F

株式会社 AsianBridge 管理部

03-5442-2296